

証券コード 469A
2026年2月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年2月4日

株 主 各 位

大阪市西区靱本町1-13-9
株式会社フィットクルー
代表取締役社長 **鹿島 紘 樹**

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://fitcrew.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フィットクルー」または「コード」に当社証券コード「469A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2026年2月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月26日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区茶屋町4-4 茶屋町ガーデンビル2階
プロジムセミナールーム

3. 目的事項
報告事項 第11期(2024年12月1日から2025年11月30日まで)事業報告の
内容報告の件

決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限
付株式の付与のための報酬決定の件
第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のため
の報酬決定の件
第5号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
 - (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の
意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、定款第17条の規定に基づき、議決
権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。
なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、
ご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます
ようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに、
その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かしまひろき 鹿島 紘 樹 (1978年11月2日生)	2007年4月 木本興産(株) 入社 2010年3月 (株)ラシアス取締役 2010年5月 かしま整骨院 開業 2015年1月 株式会社トライアス(現 当社) 設立 当社 代表取締役社長(現任) 2019年2月 (株)A I DAMA 設立 同社 代表取締役	592,500株
2	やのゆうき 矢野 佑 樹 (1985年12月26日生)	2009年4月 有限責任 あずさ監査法人 入所 2013年2月 公認会計士登録 2017年1月 ダイキン工業(株) 入社 2018年3月 矢野会計事務所 開設 2018年11月 中小企業診断士登録 2021年1月 (株)フロンティアホールディングス 取締役 2023年11月 当社 取締役 管理部門管掌 2024年4月 当社 取締役 管理部門管掌 兼 経理部部长 2025年2月 当社 取締役 管理部門管掌 2025年5月 当社 常務取締役 管理部門管掌(現任)	—
3	なかやまひろし 中山 寛 (1977年1月14日生)	2002年4月 兵庫医科大学 整形外科学教室 入局 2012年4月 兵庫医科大学 整形外科学教室 助教 2014年9月 ドイツチュービンゲン大学留学 2019年4月 兵庫医科大学 整形外科学教室 講師 2021年1月 (株)HYプランニング 代表取締役(現任) 2024年4月 兵庫医科大学 整形外科学教室 准教授(現任) 2025年2月 当社 社外取締役 2025年8月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)HYプランニング 代表取締役 兵庫医科大学 整形外科学教室 准教授	—

(注) 当社と各候補者との間に、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しょう じ やす ひさ 正 司 泰 久 (1965年7月22日生)	1989年4月 ファーストファイナンス㈱ 入社 1992年1月 リクルートフロムエー㈱ 出向 1997年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人） 2024年2月 当社 社外取締役 常勤監査等委員（現任）	—
2	たけ だ さだ お 武 田 定 男 (1953年3月7日生)	1977年4月 ㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行） 入行 2004年12月 ㈱IPO&ASSET パートナーズ 代表取締役（現任） 2008年7月 ㈱ピンポイント 代表取締役 2009年4月 ㈱健康保険支払基金 代表取締役 2017年6月 ㈱オーウエル 社外取締役 2018年3月 ㈱ADVASA 社外取締役 2019年2月 合同会社NYT インベストメント 代表社員 2019年4月 ㈱ADVASA 取締役 2020年1月 同社 代表取締役 2020年11月 合同会社NYT インベストメント 業務執行社員 2021年1月 ㈱ADVASA 取締役 2021年12月 当社 社外取締役 2023年6月 ㈱Revo Energy 取締役 2023年11月 ㈱CTIA Capital 代表取締役（現任） 2024年2月 当社 社外取締役 監査等委員（現任） 2025年7月 サンヨーリアルティ㈱ 監査役 2025年10月 ㈱Revo Energy 執行役員（現任） 2026年1月 サンヨーリアルティ㈱ 取締役（現任） (重要な兼職の状況) ㈱IPO&ASSET パートナーズ 代表取締役 ㈱Revo Energy 執行役員 ㈱CTIA Capital 代表取締役 サンヨーリアルティ㈱ 取締役	—
3	かく たに しゅん すけ 角 谷 俊 輔 (1983年7月17日生)	2013年12月 弁護士登録 弁護士法人関西法律特許事務所 入所 2022年7月 同事務所パートナー（現任） 2025年2月 当社 社外取締役 監査等委員（現任） 2026年1月 ㈱クラウドナイン 監査役（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー ㈱クラウドナイン 監査役	—

(注) 1. 当社と各候補者との間に、特別の利害関係はありません。

2. 正司泰久氏、武田定男氏及び角谷俊輔氏は、社外取締役候補者であります。

3. 正司泰久氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割としましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。正司泰久氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

4. 武田定男氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割としましては、同氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と知見を有しており、これらの知識と経験を活かし、独立した立場から、重要な業務執行の決定並びにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断したため、社外取締役候補者といたしました。武田定男氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期

間は本定時株主総会終結の時をもって4年2ヶ月となります。

5. 角谷俊輔氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割としましては、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するとともに、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がることを期待し、社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。角谷俊輔氏は、現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、正司泰久氏、武田定男氏及び角谷俊輔氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、正司泰久氏、武田定男氏及び角谷俊輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役として指定し、同取引所に届け出ております。なお、3氏の再任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2025年8月27日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内）としてご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬として支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額60百万円以内といたします。なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものいたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものいたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年9,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の助言・提言を受け、その意見を尊重し、取締役会が決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により交付を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、交付を受けた日より2年間から5年間までの間で、当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める一定の地位にあったこと及び当社の取締役会が定める期間中の業績目標等を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場

合には、当社は当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。また、本制度により対象取締役に交付された株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

【本議案に基づく報酬の支給が相当である理由】

当社は2024年2月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告19頁から20頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しており、本譲渡制限付株式の付与は、改定後の当該方針に沿うものであります。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額60百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年9,000株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈率は0.9%程度と軽微であります。そのため、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2024年2月28日開催の第9回定時株主総会において、年額40百万円以内としてご承認いただいておりますが、今般、監査等委員である取締役に求められる役割及び責務の拡大を踏まえ、独立性を損なうことなく、企業価値の持続的な維持・向上に資する監査体制を一層強化するとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠で、当社の監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除く。以下、「対象監査等委員」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬として支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象監査等委員に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象監査等委員は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本議案に基づき対象監査等委員に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額6百万円以内といたします。なお、本議案に基づき対象監査等委員に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象監査等委員に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき対象監査等委員に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金

銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象監査等委員に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定いたします。

本議案に基づき対象監査等委員に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年1,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、各対象監査等委員への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

なお、現在の対象監査等委員である取締役は1名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象監査等委員である取締役は1名となります。

本議案に基づき、対象監査等委員に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象監査等委員との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

【本割当契約の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象監査等委員は、本割当契約により交付を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、交付を受けた日より2年間から5年間までの間で、当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象監査等委員が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める一定の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、対象監査等委員が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社は当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、監査等委員である取締役の協議により定めるものいたします。また、本制度により対象監査等委員に交付された株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象監査等委員が開設する専用口座で管理される予定です。

【本議案に基づく報酬の支給が相当である理由】

監査等委員である取締役に求められる役割及び責務の拡大を踏まえ、独立性を損なうことなく、企業価値の持続的な維持・向上に資する監査体制を一層強化するとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として対象監査等委員に対して譲渡制限付株式を付与するものであります。本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額 6 百万円以内とすること、当社が対象監査等委員に対して発行又は処分する普通株式の総数は年 1,000 株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は 0.1%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、第 3 号議案及び本議案が承認可決された場合には、取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

第 5 号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第 447 条第 1 項及び会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件は、貸借対照表における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動が生じるものではありません。また、発行済株式総数、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。

1. 減少する資本金の額及び資本準備金の額の内容

(1) 減少する資本金の額

2026 年 1 月 31 日時点の資本金 159,320,000 円のうち、149,320,000 円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を 10,000,000 円といたします。

(2) 減少する資本準備金の額

2026年1月31日時点の資本準備金 301,320,155 円のうち、291,320,155 円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を 10,000,000 円といたします。

2. 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 : 440,640,155 円

3. 資本金の額及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年4月30日(予定)

以上

事業報告

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、企業業績が堅調に推移したことにより、雇用・所得環境の緩やかな回復傾向が続く一方、物価上昇の継続による節約志向の高まり、米国の通商政策の影響や地政学リスク等、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社は「フィットネスで社会を明るくする」を企業理念として掲げ、パーソナルトレーニングを通じて、お客様のお悩みに向き合い、お客様と一緒に頑張って改善に取り組み、心身共に健康で笑顔溢れる社会づくりに貢献すべく事業活動に取り組んでおります。企業理念を実現するため、当社の存在意義を「顧客の望みを叶える」とし、女性専用のパーソナルトレーニングジム「UNDEUX SUPERBODY」を4店舗、より幅広い層に訴求するサービス形態であるパーソナルトレーニングジム「UNDEUX SUPERBODY LIFE」を2店舗、健康を意識する全ての人に通えるパーソナルトレーニングジム「Dr. plus Fit」を1店舗、合計7店舗の新規出店を行い、当事業年度末時点の総店舗数は53店舗となりました。また、当事業年度において、賃上げ促進税制の繰越控除制度の適用を前提として、79,753千円の繰延税金資産を計上したこと等により、法人税等調整額を△80,997千円計上しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,920,951千円（前期比19.0%増）、営業利益は274,652千円（前期比143.2%増）、経常利益は267,142千円（前期比143.2%増）、当期純利益は249,219千円（前期比462.7%増）となりました。

なお、当社の事業は、フィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資（差入保証金含む）の総額は122,406千円であり、その主な内訳は、新規出店に係る有形固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

金融機関より、運転資金に係る長期借入金として90,000千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第8期 (2022年11月期)	第9期 (2023年11月期)	第10期 (2024年11月期)	第11期 (当事業年度) (2025年11月期)
売 上 高	1,178,193 ^{千円}	1,768,094 ^{千円}	2,454,420 ^{千円}	2,920,951 ^{千円}
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△15,109 ^{千円}	79,674 ^{千円}	109,845 ^{千円}	267,142 ^{千円}
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△31,498 ^{千円}	33,215 ^{千円}	44,289 ^{千円}	249,219 ^{千円}
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△)	△45.00 ^円	34.88 ^円	46.13 ^円	263.59 ^円
総 資 産	774,649 ^{千円}	1,269,360 ^{千円}	1,820,642 ^{千円}	1,868,865 ^{千円}
純 資 産	96,709 ^{千円}	329,925 ^{千円}	350,214 ^{千円}	599,433 ^{千円}
1株当たり純資産額	122.65 ^円	341.72 ^円	370.41 ^円	633.99 ^円

(注)当社は、2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しておりますが、第8期の期首に当該株式転換が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ 取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長鹿島紘樹氏であります。当社は、同氏より、当社の不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。当該取引に際しては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。今後は貸主との交渉により当該債務保証を解消する方針であります。

ロ 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については、上記イに記載の取引内容であることを確認しており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いは行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき、最善の経営戦略を立案し、企業価値を最大限に高めることに努めております。今後より一層の事業拡大を推進し、より良いサービスを実現するためには、様々な課題に対処していくことが必要であり、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

①認知度の向上と新規顧客数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規顧客を継続的に獲得していくことが必要不可欠であると認識しております。認知度の向上と新規顧客獲得のため、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

②新規出店及びエリアの拡大による事業拡大

当社は、企業理念である「フィットネスで社会を明るくする」を実現し、事業規模を拡大していくため、継続的な新規出店が重要であると考えております。これまでの新規出店に関するノウハウを活かした出店戦略に基づく新規出店により、収益性を高めてまいります。

③人材の確保

今後の更なる事業拡大を目指す上で、人材の獲得及び育成は最重要事項の一つと考えております。人材獲得競争は今後も厳しい状況が続くと思われませんが、教育研修制度の整備、福利厚生充実を図っていくとともに、多様な働き方に対応できる労働環境づくりの推進、人事評価制度の見直しなどを通じた従業員にとって働きやすい体制の構築を進め、当社の経営方針に共感した優秀な人材の確保に向けた施策を進めてまいります。

④内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、法令遵守にとどまらない内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。当社の急速な事業規模拡大に伴い、従来にも増して各種事業リスクの発生が想定され、これらのリスクを未然に防ぐ必要があります。そのために役職員のコンプライアンス意識の向上、各部門の取引態様に則した内部管理体制を構築するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

⑤財務基盤の強化

当社は、今後も継続的にトレーニングジムの出店を計画しており、そのために必要な設備投資資金を安定的に確保することが最重要事項の一つとして考えております。複数の金融機関との継続的取引を通じた安定した資金調達、財務の安全性を高める諸施策の実施による財務基盤の強化に努め、安定的かつ機動的な資金調達を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

種別	事業内容
パーソナルジム	パーソナルトレーニングジムの運営
スクール運営	パーソナルトレーナー養成スクールの運営

(6) 主要な事業所 (2025年11月30日現在)

本 社 大阪市西区
東京オフィス 東京都目黒区
営業店舗 53店舗

(7) 従業員の状況 (2025年11月30日現在)

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
277	27名増	27.8	2.0

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員 (パートタイマー、アルバイト) は含んでおりません。
2. 従業員数増加の主な理由は、事業拡大に伴う、パーソナルトレーナーの人員確保によるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年11月30日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社関西みらい銀行	220,534 千円
株式会社日本政策金融公庫	101,332 千円
株式会社池田泉州銀行	82,146 千円
株式会社みずほ銀行	44,400 千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

計算書類個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、当社は、2025年12月12日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

2. 株式の状況（2025年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,860,000株
 (2) 発行済株式の総数 965,487株（うち自己株式 20,000株）
 (3) 株主数 4名
 (4) 全株主の状況

株主名	持株数	持株比率
鹿島 紘樹	592,500株	62.67 %
サファイア第一号投資事業有限責任組合 無限責任組員 サファイア・キャピタル株式会社	265,487株	28.08 %
Social Entrepreneur3投資事業有限責任組合 無限責任組員 PE&HR株式会社	75,000株	7.93 %
株式会社ベルパーク	12,500株	1.32 %

(注) 1. 当社は、自己株式を20,000株保有しておりますが、上記全株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①第1回新株予約権

- ・ 発行決議日 2021年11月17日
- ・ 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・ 新株予約権の行使価額 1個につき800円
- ・ 新株予約権の行使条件
 - ・ 新株予約権の割当てを受けた者（社外協力者を除く）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - ・ 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ・ 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
 - ・ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。
 - ・ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方

の日以後において新株予約権を行使することができる。

- ・ 新株予約権の行使期間 2023年11月18日から2031年11月17日まで
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	10,500個	普通株式 10,500株	1名
社外取締役(監査等委員)	7,000個	普通株式 7,000株	1名

②第2回新株予約権

- ・ 発行決議日 2022年11月29日
- ・ 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・ 新株予約権の行使価額 1個につき1,130円
- ・ 新株予約権の行使条件
 - ・ 新株予約権の割当てを受けた者(社外協力者を除く)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - ・ 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ・ 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
 - ・ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。
 - ・ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
- ・ 新株予約権の行使期間 2024年11月30日から2032年11月29日まで
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	3,000個	普通株式 3,000株	1名

③第3回新株予約権

- ・ 発行決議日 2024年2月28日
- ・ 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・ 新株予約権の行使価額 1個につき1,200円
- ・ 新株予約権の行使条件
 - ・ 新株予約権の割当てを受けた者（社外協力者を除く）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - ・ 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ・ 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
 - ・ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は当社取締役会の承認を要するものとする。
 - ・ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
- ・ 新株予約権の行使期間 2026年3月1日から2034年2月28日まで
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	10,000個	普通株式 10,000株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役の状態 (2025年11月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鹿 島 紘 樹	—
常務取締役	矢 野 佑 樹	管理部門管掌
取締役	大 下 雅 之	事業推進部門管掌 兼 事業推進部部長
取締役	森 山 瑛 司	事業部門管掌 兼 事業部部長
取締役	中 山 寛	(株)HYプランニング 代表取締役 兵庫医科大学整形外科学教室 准教授
取締役 (常勤監査等委員)	正 司 泰 久	—
取締役 (監査等委員)	武 田 定 男	(株)IPO&ASSETパートナーズ 代表取締役 (株)Revo Energy 執行役員 (株)CTIA Capital 代表取締役 サンヨーリアルティ(株) 監査役
取締役 (監査等委員)	角 谷 俊 輔	弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー

- (注) 1. 監査等委員である取締役正司泰久氏、武田定男氏及び角谷俊輔氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役正司泰久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、正司泰久氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
4. 当社は、社外取締役 正司泰久氏、武田定男氏及び角谷俊輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外取締役 武田定男氏及び角谷俊輔氏が兼職している他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。
6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
平 中 崇 文	2025年2月27日	任期満了	社外取締役 社会医療法人愛仁会 高槻病院 関節センター センター長 社会医療法人愛仁会 高槻病院 整形外科 主任部長
山 口 要 介	2025年2月27日	辞任	社外取締役 (監査等委員) 岩谷・村本・山口法律事務所 共同パートナー クリングルファーマ(株) 社外監査役 akippa(株) 社外監査役 大建興産(株) 社外監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
山田 泰生	2025年9月2日	辞任	社外取締役 サファイア・キャピタル(株) 代表取締役 (株)ネクプロ 代表取締役

7. 当事業年度中の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
矢野 佑樹	取締役 管理部門管掌	常務取締役 管理部門管掌	2025年5月1日
大下 雅之	取締役 事業部門管掌 兼 事業部部长	取締役 事業推進部門管掌 兼 事業推進部部长	2025年5月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務執行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年2月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下①において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

イ 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、誠実な経営を実現する客観性・公平性を確保した制度であること、その役割の範囲や職責の重さ等を踏まえ、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準、報酬体系とすることを基本方針とします。個人別の報酬等の決定については、原則として役割と責任に応じた固定報酬である月額報酬のみとし、業績インセンティブとなる業績連動報酬及び非金銭報酬については、都度、株主総会に上程のうえ決定するものとします。

ロ 金銭報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬は、月額固定の「基本報酬」とし、役位、職責、在任年数、従業員との賃金バランス等を総合的に勘案のうえ、決定します。

ハ 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬として、株主総会の決議により、ストックオプションを付与できるものとします。当該ストックオプションは、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与し、行使条件等の内容については、株主総会決議により決定するものとします。各人の付与個数は、各取締役の当社株式保有状況、役位、業務執行の状況及び業績への貢献度等を総合的に鑑み、決定するものとします。

ニ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長である鹿島紘樹氏が決定するものとします。

これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長である鹿島紘樹氏が当社全体の事業内容を俯瞰しつつ各取締役の担当業務を評価できることによります。

取締役の個別の報酬額については、代表取締役社長である鹿島紘樹氏が株主総会で決議した報酬の範囲内で、指名・報酬委員会の助言・提言を受け、それぞれの役員の役位、職責、在籍年数等により決定しております。なお、指名・報酬委員会の構成員は、取締役の報酬決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化することを目的として、過半数の委員を社外取締役とし、監査等委員である取締役を含めるものとします。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	53,350 (900)	53,350 (900)	—	—	6 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	8,850 (8,850)	8,850 (8,850)	—	—	4 (4)
合計 (うち社外役員)	62,200 (9,750)	62,200 (9,750)	—	—	10 (6)

- (注) 1. 上記には、2025年2月27日開催の第10回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名 (うち社外取締役1名) 及び監査等委員である取締役1名 (うち社外取締役1名) を含んでおります。なお、取締役中山寛氏の役員区分は、2025年8月22日開催の当社取締役会において社外取締役から社内取締役に変更になっており、同氏に支給された報酬については、上記において、2025年4月から9月までに支給されたものは、社外取締役に支給した報酬額に含めております。
2. 上記支給人員には、無報酬の役員は含まれておりません。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の金銭報酬の額は、2025年8月27日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内 (うち社外取締役に対して年額30百万円以内) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は、6名 (うち社外取締役1名) であります。
4. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2024年2月28日開催の第9回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名 (うち社外取締役3名) であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況につきましては、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山田 泰生	就任期間中に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、ベンチャーキャピタルにおける企業投資及び他の会社における役員としての豊富な知見に基づき適切な助言等を行い、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしました。
取締役	中山 寛	当事業年度において、社外取締役として就任していた期間に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、医療・ヘルスケア分野における専門的な知識・経験に基づき、当社が展開するサービス内容や事業戦略について助言・提言を行いました。
取締役 (常勤監査等委員)	正司 泰久	当事業年度中に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、財務・会計に関する専門家としての立場で議案審議につき、必要な発言を行っております。 また、当事業年度中に開催された監査等委員会13回のうち13回に出席し、監査についての重要事項に関する発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	武田 定男	当事業年度中に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、また、当事業年度中に開催された監査等委員会13回のうち13回に出席しております。 会社経営についての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	角谷 俊輔	就任以降に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、また、就任以降に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席しております。 法律の専門家である弁護士としての高度な専門性と豊富な経験を活かし、主に法的な観点から会社経営に関する提言や助言を適宜行い、業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。

(注) 取締役 中山寛氏は、当社の業務執行をしておらず、外部の視点により企業経営のモニタリングを行なっておりましたが、ヘルスケア分野における専門家の知見を活かし、当社事業により具体的な助言をいただくことを目的として2025年8月22日付の取締役会において社外取締役から社内取締役に変更いたしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠などを確認し、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社の取締役・従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「経営方針」を制定し、当社の取締役・従業員はこれを遵守します。
- ・ 「取締役会規程」、「就業規則」を始めとする社内規程を制定し、取締役・従業員はこれを遵守し、健全な企業経営を目指し経営理念の実現に向け活動します。
- ・ 取締役会は、法令・定款及び取締役会規程に定めた重要事項の決定を行うとともに、取締役の業務執行について報告を受け、法令及び定款に適合しているかを監督します。
- ・ 不正行為、違法行為等に関する通報窓口として、社内・社外の内部通報窓口を設置し、法令違反や規程違反等に関して早期発見できる体制を構築しております。
- ・ 当社の取締役・従業員の職務執行の適正性を確保するため、当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査担当を2名選任しており、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施します。また、内部監査担当は必要に応じて監査等委員、会計監査人と情

報交換し、効率的な内部監査を実施します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理します。
- ・文書管理部署の管理部は、当社の取締役からの閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の経営に重大な損失を与える可能性のある事象について、「リスク・コンプライアンス基本規程」に基づき、リスクの管理を行います。また、毎月1回リスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスクの種類ごとの対応状況を確認します。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行う他、特に重要なものについては取締役会において報告します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的な意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- ・「職務権限規程」に規定された事項、その他経営上の重要な課題事項、契約の締結・見直しのために、経営会議を毎月1回開催し、経営に関する重要事項の審議・決定を効率的に行う体制を整えております。
- ・日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会が業務を補助すべき補助使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務を補助するため、補助使用人を設置します。
- ・監査等委員会は、補助使用人の権限、属する組織、人事評価、人事異動等に関する監査等委員会の同意権等の明確化を図り、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。

⑥ 役職員が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告することとしております。
- ・監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めると及び必要な書類の閲覧を行うことができることとしております。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員は、代表取締役社長、常勤取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- ・監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の支払い又は前払い等の請求をしたと

きは、当該費用又は債務を処理することとしております。

⑧ 反社会的勢力排除のための体制

- ・「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の役職員に対し周知徹底しております。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月の定時取締役会に加えて、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

② 監査等委員会について

監査等委員会は、代表取締役との定期的な意見交換の他、会計監査人や内部監査室等との連携を図っており、監査の実効性を確保しております。また、監査等委員は、取締役会への出席並びに重要な会議への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

③ 内部監査について

通常の業務執行部門とは独立した内部監査部門が、各部門の往査等を通じ、業務活動の適正性や合理性及び内部統制システムの適合性等を監査し、経営者への報告並びに改善提案を行っております。

④ コンプライアンス及びリスク管理体制

全社的なコンプライアンス及びリスク管理体制強化・推進が必要不可欠であるとの認識のもと、管理部を主管部門としてコンプライアンス遵守及びリスク管理体制を構築しており、以下の事項を実施しております。

- ・定期的なリスク・コンプライアンス委員会の開催
- ・内部通報制度によるコンプライアンス違反等の早期発見と迅速な対応
- ・役員及び従業員全員を対象にしたコンプライアンス研修の実施

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業・投資計画

等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら剰余金の配当を検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存です。

なお、当社の剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2025年 11月 30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,013,054	流動負債	743,616
現金及び預金	570,435	買掛金	5,753
売掛金	352,625	1年内返済予定の長期借入金	97,478
商品	44,526	リース債務	2,245
貯蔵品	664	未払金	185,300
前払費用	46,288	未払費用	71,231
その他	3	未払法人税等	58,030
貸倒引当金	△1,488	未払消費税等	30,412
固定資産	855,810	契約負債	274,985
有形固定資産	555,387	預り金	18,179
建物附属設備	509,168	固定負債	525,815
工具、器具及び備品	13,735	長期借入金	350,934
リース資産	1,695	リース債務	4,119
建設仮勘定	30,788	資産除去債務	170,353
無形固定資産	2,009	その他	409
ソフトウェア	2,009	負債合計	1,269,431
投資その他の資産	298,413	(純資産の部)	
出資金	55	株主資本	599,433
長期前払費用	26,903	資本金	48,000
差入保証金	202,078	資本剰余金	248,709
繰延税金資産	69,377	資本準備金	190,000
破産更生債権等	2,933	その他資本剰余金	58,709
貸倒引当金	△2,933	利益剰余金	326,723
		その他利益剰余金	326,723
		繰越利益剰余金	326,723
		自己株式	△24,000
		純資産合計	599,433
資産合計	1,868,865	負債・純資産合計	1,868,865

損 益 計 算 書

(2024年 12月 1日から)
(2025年 11月 30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,920,951
売 上 原 価		1,759,784
売 上 総 利 益		1,161,166
販売費及び一般管理費		886,513
営 業 利 益		274,652
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	884	
受 取 配 当 金	1	
助 成 金 収 入	1,243	
ポ イ ン ト 収 入 額	2,739	
そ の 他	95	4,963
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,310	
上 場 関 連 費 用	3,502	
そ の 他	1,661	12,474
経 常 利 益		267,142
特 別 損 失		
減 損 損 失	13,294	13,294
税 引 前 当 期 純 利 益		253,848
法人税、住民税及び事業税	85,626	
法人税等調整額	△80,997	4,629
当 期 純 利 益		249,219

株主資本等変動計算書

(2024年 12月 1日から
2025年 11月 30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	48,000	190,000	58,709	248,709	77,504	77,504	△24,000	350,214	350,214
当期変動額									
当期純利益					249,219	249,219		249,219	249,219
当期変動額合計	-	-	-	-	249,219	249,219	-	249,219	249,219
当期末残高	48,000	190,000	58,709	248,709	326,723	326,723	△24,000	599,433	599,433

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品…………… 最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	3～15年
工具、器具及び備品	3～8年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

リース資産	5～8年
-------	------

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) サービス売上

当社の運営するパーソナルトレーニングジム及びパーソナルトレーナー養成スクールでは、顧客に対するトレーニングやレッスン(授業)を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(2) 物販売上

当社は、顧客のトレーニングやダイエットをサポートするためのプロテインやサプリメント等を店舗やインターネットを通じて販売しております。これらの物品販売については、顧客に対して商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、インターネットを通じての販売については、出荷時から納品時までの期間が通常の間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

有形固定資産	555,387千円
減損損失	13,294千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損の兆候の判断と金額の算出方法

当社は、損益の集計単位である店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として資産をグルーピングしており、遊休資産及び除却・売却予定資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。当社が保有する固定資産のうち、「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされるものについては、損益報告などの企業内部情報と、経済環境や資産の市場価格など企業外部情報に基づき、資産又は資産グループ別に減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候がある資産又は資産グループの減損損失の認識の判定においては、その資産又は資産グループにおける回収可能価額を正味売却価額又は使用価値により算定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを基に算定しており、資産又は資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、資産又は資産グループごとの将来の見込損益によって算定しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、売上高及び広告宣伝費の発生予定額であります。過年度の実績を踏まえ、翌事業年度以降の顧客獲得施策に伴う影響を加味して算定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合など将来の経済状況の変動等により、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額 261,553千円
 なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

【損益計算書に関する注記】

減損損失

当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都 (1店舗)	店舗設備	建物附属設備	8,794
大阪府	その他	リース資産	4,500
合計			13,294

当社は、原則として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。継続的に営業損失を計上し、収益性が低下している店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、その他についてはリース契約の解除を意思決定したことにより、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを4.5%の割引率で割り、算定しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	675,000	290,487	—	965,487
A種優先株式	277,987	—	277,987	—
A1種優先株式	12,500	—	12,500	—
合計	965,487	290,487	290,487	965,487
自己株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000

(注) 2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式 1株につき普通株式1株を交付しております。また自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	8,563 千円
貸倒引当金	1,527 "
未払費用	9,758 "
未払金	2,072 "
資産除去債務	60,288 "
減損損失	9,731 "
貸上げ税制による税額控除	79,753 "
その他	1,550 "
繰延税金資産小計	173,246 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△61,816 "
評価性引当額小計	△61,816 "
繰延税金資産合計	111,430 "
繰延税金負債	
資産除却費用	△42,053 "
繰延税金負債合計	△42,053 "
繰延税金資産の純額	69,377 "

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に基づく設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産で運用するものとし、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、これらの債務については、流動性リスクに晒されています。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で8年8ヶ月後であります。資金調達に係る流動性リスクが存在するとともに、このうち、一部については、変動金利であることから金利変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(顧客の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、顧客ごとに残高及び期日管理を行うとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

差入保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの低減を図っております。

②流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③市場リスク(金利の変動リスク)の管理

支払利息の変動リスクを抑制するため、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
売掛金	352,625		
貸倒引当金	△1,488		
売掛金	351,136	346,020	△5,116
差入保証金	202,078	181,150	△20,927
資産計	553,215	527,171	△26,043
長期借入金(※2)	448,412	442,456	△5,955
負債計	448,412	442,456	△5,955

(※1)「現金及び預金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)長期借入金には、「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	—	346,020	346,020
差入保証金	—	181,150	—	181,150
資産計	—	181,150	346,020	527,171
長期借入金	—	442,456	—	442,456
負債計	—	442,456	—	442,456

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、回収可能性を加味した元利金の見積キャッシュ・フローを新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	鹿島 紘樹	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 62.7	債務被保証	当社賃貸借契約に対する債務被保証(注2)	142,817	-	-

(注) 当社は、賃貸借契約について、代表取締役社長 鹿島紘樹より債務保証を受けております。取引金額には、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 633円99銭

(2) 1株当たり当期純利益 263円59銭

(注) 2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式 1株につき普通株式1株を交付しております。また自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

また自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しておりますが、当事業年度の期首に当該株式転換が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当事業年度
パーソナルトレーニング収入	2,624,389千円
スクール収入	70,469千円
物販収入	180,867千円
その他	26,041千円
顧客との契約から生じる収益	2,901,767千円
その他の収益(注)	19,183千円
外部顧客への売上高	2,920,951千円

(注) その他の収益は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準10号 2019年7月4日)に基づく割賦手数料収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	4,480千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	191,458千円
契約負債(期首残高)	357,019千円
契約負債(期末残高)	274,985千円

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上「売掛金」に計上しております。

契約負債は、主に、トレーニングやレッスン(授業)などのサービスを顧客に提供した時点において収益を認識するものであり、当社の履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において認識された収益の額のうち期首時点の契約負債残高に含まれていた額は、357,019千円であります。また、当事業年度において、契約負債が82,034千円減少した主な理由は、トレーニング回数が増加したことによるものであります。なお、過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、残存履行義務に配分した取引価格を記載しておりません。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額ははありません。

【重要な後発事象に関する注記】

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2025年12月12日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年11月10日及び2025年11月25日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年12月11日に払込みが完了しました。

- | | |
|---|---------------------------|
| ① 募集方法 | : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集) |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 110,000株 |
| ③ 発行価格 | : 1株につき 2,200円 |
| 一般募集はこの価格にて行いました。 | |
| ④ 引受価額 | : 1株につき 2,024円 |
| この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。 | |
| なお、発行価格と引受価格との差額の総額は、引受人の手取金となります。 | |
| ⑤ 資本組入額 | : 1株につき 1,012円 |
| ⑥ 発行価格の総額 | : 242,000千円 |
| ⑦ 引受価格の総額 | : 222,640千円 |
| ⑧ 増加する資本金の額 | : 111,320千円 |
| ⑨ 増加する資本準備金の額 | : 111,320千円 |
| ⑩ 払込期日 | : 2025年12月11日 |
| ⑪ 資金の使途 | : 新規出店費用 |

(事業譲受)

当社は、2025年12月25日開催の取締役会において、以下のとおり、Ascenders株式会社が行うピラティス事業の譲受に向けた基本合意書を締結することを決議し、2025年12月26日に締結いたしました。

- ① 事業譲受の目的
当社は、女性専用パーソナルトレーニングジム『UNDEUX SUPERBODY』及び『UNDEUX SUPERBODY LIFE』を9エリア47店舗展開しており、当社サービスに対し、多くの女性から高い評価をいただいております。これまでに当社が築いた店舗運営、人材育成ノウハウや顧客ニーズを踏まえ、ピラティス事業へ参入するとともに、リカーリング収益基盤の拡充、事業領域の拡大を通じた当社の事業基盤の強化と中長期的な企業価値向上を目的とするものです。
- ② 譲り受ける相手会社の名称
Ascenders株式会社
- ③ 譲り受ける事業の内容
グループレッスン型ピラティススタジオ運営事業(4ブランド11店舗)
- ④ 対象事業の資産・負債の項目及び金額
譲り受ける対象事業の資産・負債の内容は、固定資産となる見込みですが、現時点では確定しておりません。
- ⑤ 譲受価額及び決済方法
現時点では確定しておりません。
- ⑥ 譲受の時期
現時点では確定しておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月29日

株式会社フィットクルー
取締役会御中

三優監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 鳥居 陽
業務執行社員

指定社員 公認会計士 米崎 直人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィットクルーの2024年12月1日から2025年11月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月2日

株式会社フィットクルー 監査等委員会

常勤監査等委員 正 司 泰 久 ⑩

監査等委員 武 田 定 男 ⑩

監査等委員 角 谷 俊 輔 ⑩

(注) 監査等委員 正司泰久、武田定男及び角谷俊輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上